

資料 3

＜道州と市町村の関係イメージ・マトリクス＞

		コンパクト ← → 大きい
		<ul style="list-style-type: none"> 現在、都道府県が実施している事務は大幅に市町村に移譲。 道州は以下のような広域事務に軸足を移す <ul style="list-style-type: none"> ①圏域を単位とする社会資本整備 ②広域的な環境保全・管理 ③地域経済政策及び雇用政策 道州の役割は限定的なものとし、保健、福祉、義務教育など住民に身近な行政は市町村が総合的に担う。 規模や能力に課題のある市町村は、市町村間の水平補完により支える
緩 ↑ ↓ 強	市町村が行う事務・事業については、極力、関与や支援は行わず、市町村の自立的な執行を基本とする。	
	道州が担う役割について、市町村の権限や事務・事業と重複、抵触する場合、より広域的な利益の実現を図り、市町村とも積極的に調整を行う（市町村に対する関与、補助負担金の交付も含む）。	